

第 8 回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成 2 6 年 1 2 月 2 日提出

件数 31 件

【内訳】議案 30 件（条例関係 8 件、予算関係 13 件、その他 9 件）
報告 1 件

議案の要旨

条例関係

議案第 192 号	南相馬市行政嘱託員設置に関する条例の一部を改正する条例制定 について
-----------	---------------------------------------

【趣旨】

防災集団移転等により、居住世帯が大幅に増加する行政区について、新たに行政嘱託員を配置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 各行政区の経過及び改正内容

(1) 鹿島区三里及び西川原団地の経過等

行政区名：三里

- ・三里団地は、寺内行政区内に所在する。
- ・三里団地については、団地造成時に団地分譲が全て完了した時点で寺内行政区から独立することについて寺内行政区、三里団地入居者及び行政との間で申し合わせがなされていた。
- ・平成 24 年 11 月に三里団地の分譲が完了。団地造成時の経緯を踏まえ、三里団地独立について地元住民の意向確認できたことから独立するもの。

行政区名：西川原団地

- ・西川原団地（西川原第 1 災害公営住宅（平成 26 年 4 月 1 日完成）及び西川原第 2 災害公営住宅（平成 27 年 1 月 30 日完成予定））は、寺内行政区内に所在する。
- ・西川原団地の入居者及び寺内行政区の住民の意向等を踏まえ、西川原団地を寺内行政区から独立するもの。

改正内容（第 2 条（別表）関係）

改正後	改正前
寺内	寺内
三里	
西川原団地	

(2) 原町区小川町の経過等及び改正内容

経過等

- ・以前より、世帯数の多さから円滑な行政区運営に支障が生じるため、行政区分割の問題が提起されていた。
- ・今後、小川町地区における防災集団移転促進事業により54世帯が入居することから、行政区総会の協議等により小川町行政区を小川町一行政区及び小川町二行政区に分割するもの。

改正内容

改正後	改正前
小川町一	小川町
小川町二	

2 施行日 平成27年4月1日

議案第193号	南相馬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第194号	議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第195号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第196号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第197号	南相馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

平成26年福島県人事委員会勧告に準じて、給与改定を行うため、関係する条例の一部を改正するもの。

【主な内容】

1 月例給（議案第193号関係）

- (1) 給料表（行政職給料表（一）、医療職給料表（一）（二）（三）、技能労務職給料表 関係）

県人事委員会勧告による改定後の給料表（平均改定率0.18%引上げ）に準じて、民間給与との較差（0.16%）を埋めるため、若年層への配分に重点を置きながら引き上げるもの。

(2) 実施時期

平成26年4月1日から適用

2 勤勉手当（議案第193号）

（1）一般職員及び任期付職員

年間支給割合

年間支給割合を0.15月分引上げ（3.90月分 4.05月分）

【一般職員、任期付職員 支給月数】

	6月期	12月期	合計
26年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.325月（改定なし）	2.55月（改定なし）
勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）	1.50月（現行1.35月）
27年度 期末手当	1.225月	1.325月	2.55月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月

平成27年度以降の勤勉手当は、6月及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.75月ずつ配分

実施時期

平成26年12月1日から適用

（平成27年度の勤勉手当の改正は、平成27年4月1日）

（2）再任用職員

年間支給割合

年間支給割合を0.05月分引上げ（2.05月分 2.10月分）

【再任用職員 支給月数】

	6月期	12月期	合計
26年度 期末手当	0.65月（支給済み）	0.75月（改定なし）	1.4月（改定なし）
勤勉手当	0.325月（支給済み）	0.375月（現行0.325月）	0.70月（現行0.65月）
27年度 期末手当	0.65月	0.75月	1.4月
以降 勤勉手当	0.35月	0.35月	0.70月

平成27年度以降の勤勉手当は、6月及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.35月ずつ配分

実施時期

平成26年12月1日から適用

（平成27年度の勤勉手当の改正は、平成27年4月1日）

3 期末手当（議案第194号～議案第197号関係）

年間支給割合

年間支給割合を0.15月分引上げ（2.90月分 3.05月分）

【市長、副市長、教育長、議会議員、特定任期付職員】

	6月期	12月期	合計
26年度 期末手当	1.40月(支給済み)	1.65月(現行1.50)	3.05月(現行2.90月)
27年度 期末手当 以降	1.50月	1.55月	3.05月

平成27年度以降の勤勉手当は、6月及び12月期の勤勉手当が均等になるようそれぞれ1.5月及び1.55月ずつ配分

実施時期

平成26年12月1日から適用

(平成27年度の期末手当の改正は、平成27年4月1日)

4 再任用職員の諸手当(議案第193号関係)

広域的な勤務地事情及び住宅確保に対応するため、単身赴任手当及び住居手当を支給するもの。

実施時期：平成27年4月1日から施行

議案第198号	南相馬市東日本大震災遺児等支援金支給条例の一部を改正する条例制定について
---------	--------------------------------------

【趣旨】

支給対象者の要件等を明確にするため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

(1) 支給対象者の要件の明確化(第2条第1項第1号関係)

東日本大震災により、災害弔慰金の支給対象となった遺族のうち、両親又はその一方を亡くしたもの。

(2) 支給対象者の要件に、震災時に胎児であったものを追加(同項第2号関係)

平成23年3月11日時点で胎児であり、東日本大震災により、本市に住所を有する両親のうち、父親を亡くしたもの。

(3) 支給対象者の要件消滅事項の追加(第2条第2項第3号関係)

他の市町村及び特別区から、本条例による支援金と同様の資金の支給を受けたとき。

2 施行日 公布の日

(支給対象者の要件消滅事項に係る規定は、平成27年4月1日施行)

議案第 199 号 南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
--

【趣旨】

産科医療補償制度における掛金の額を見直す方針が決定され、健康保険法施行令等が一部改正されることに伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正の概要

平成26年4月21日の社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度における掛金の額を見直すこととする方針が決定され、同年7月7日の同部会において、出産育児一時金の総額を42万円に維持することとする方針が決定されたことを受けて、次のように改正するもの。

項目	改正後	改正前	備考
出産育児一時金	40万4,000円	39万円	条例第8条関係
加算額 (産科医療補償制度掛金)	1万6,000円	3万円	規則第6条関係
出産育児一時金総額	42万円	42万円	

規則とは南相馬市国民健康保険給付規則のこと。

参考：産科医療補償制度

本制度は、安心して産科医療を受けられる環境整備の一環として、分娩に係る医療事故により障害等が生じた患者に対しての救済、紛争の早期解決、事故原因の分析を通して産科医療の質の向上を図ることを目的に、平成21年1月から、健康保険組合などが妊産婦に支給する出産育児一時金の加算額を掛金の原資として、公益財団法人日本医療機能評価機構が民間の保険会社と契約を結び、重度の脳性まひになった子と親に総額3,000万円を補償する仕組み。

2 施行日 平成27年1月1日

補正予算関係

- 議案第 200 号** 平成 2 6 年度南相馬市一般会計補正予算について
- 議案第 201 号** 平成 2 6 年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 202 号** 平成 2 6 年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 203 号** 平成 2 6 年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 204 号** 平成 2 6 年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計補正予算について
- 議案第 205 号** 平成 2 6 年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 議案第 206 号** 平成 2 6 年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について
- 議案第 207 号** 平成 2 6 年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 208 号** 平成 2 6 年度南相馬市水道事業会計補正予算について
- 議案第 209 号** 平成 2 6 年度南相馬市病院事業会計補正予算について
- 議案第 210 号** 平成 2 6 年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について
- 議案第 211 号** 平成 2 6 年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

議案第 212 号 専決処分の報告及びその承認について

【趣旨】

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次のとおりを専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるもの。

【専決第 1 1 号 南相馬市一般会計補正予算について 平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日専決】

1 専決処分の理由

平成 2 6 年 1 1 月 2 1 日の衆議院解散に伴い、衆議院議員総選挙の執行に要する経費について急を要したため、平成 2 6 年度南相馬市一般会計補正予算を同年 1 1 月 2 5 日付けで専決処分したものの。

2 補正額

49,438千円《財源：県委託金 49,438千円》

その他

議案第213号 工事請負変更契約の締結について

【趣旨】

平成25年第6回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	防災集団移転促進事業住宅団地造成（寺内地区）工事	
契約の相手方	南相馬市鹿島区岡和田字沢田88番地 後藤建設工業株式会社	
施工場所	南相馬市鹿島区寺内字佛方地内外	
契約金額	変更前	405,000,000円
	変更後	464,316,840円
	増額する額	59,316,840円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	土工の変更	当初、良好な住環境を築くため宅地間に歩道を整備する計画であったが、移転予定者との協議により有効な宅地面積を増やすこととしたため、宅地土工を変更するもの。 【変更前】 【変更後】 【増減】 38,195.2 m ³ 39,456.6 m ³ 1,261.4 m ³ 増
(2)	伐木工の変更	当初、日照の影響を考慮して高木処理を計上していたが、低木も側溝布設等の施工に支障を来たため処理をするもの。 【変更前】 【変更後】 【増減】 813.6 m ² 6,265.6 m ² 5,452.0 m ² 増
(3)	復興歩掛適用による変更	復興歩掛を適用するための変更
(4)	インフレスライド適用による変更	資材及び人件費の上昇による変更

議案第 214 号 財産の処分について

【趣旨】

市有地を南相馬鹿島スマートインターチェンジ整備事業用地として東日本高速道路株式会社東北支社相馬工事事務所に処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

	所在地	地目	面積 (㎡)
処分する土地の表示	鹿島区浮田字椴木沢 2 1 2 番の一部	雑種地	7,078.53
処分価格	24,562,499 円		
処分の相手方	相馬市中村字塚ノ町 6 5 番地の 1 6 東日本高速道路株式会社東北支社 相馬工事事務所長 宮入 徹往		

議案第 215 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市小高老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

- 1 施設の名称
南相馬市小高老人福祉センター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区下北高平字堂下 2 4 2 番地の 3
名称 株式会社 東武 相双支店
代表者の氏名 支店長 菅野 一浩
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 216 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市原町老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市原町老人福祉センター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区下北高平字堂下 2 4 2 番地の 3
名称 株式会社 東武 相双支店
代表者の氏名 支店長 菅野 一浩
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 217 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市鹿島デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市鹿島第 1 デイサービスセンター
南相馬市鹿島第 2 デイサービスセンター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区小川町 3 2 2 番地の 1
名称 社会福祉法人南相馬市社会福祉協議会
代表者の氏名 会長 門馬 秀夫
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

議案第 218 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

かしま交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
かしま交流センター
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市鹿島区御山字鍵取 3 2 番地
名称 特定非営利活動法人かしま元気スポーツクラブ
代表者の氏名 理事長 但野 裕
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 219 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市サービスエリア利活用拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市サービスエリア利活用拠点施設
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区高見町二丁目 3 0 番地の 1
名称 株式会社野馬追の里
代表者の氏名 代表取締役 伊藤 博人
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 220 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市漁船保全修理施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬市漁船保全修理施設
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 福島県相馬市尾浜字追川 1 9 6 番地
名称 相馬双葉漁業協同組合
代表者の氏名 代表理事組合長 佐藤 弘行
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第 221 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬屋内市民プールの指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

- 1 施設の名称
南相馬屋内市民プール
- 2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名
住所 南相馬市原町区本町一丁目 3 1 番地 四ツ葉ビル 1 階
名称 認定特定非営利活動法人 フロンティア南相馬
代表者の氏名 代表理事 草野 良太
- 3 指定期間
平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

報告第12号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第8号 工事請負変更契約の締結について 平成26年10月30日専決】

1 専決処分の理由

平成26年第5回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成26年10月30日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的	サービスエリア利活用拠点施設建設建築主体工事	
施工場所	南相馬市鹿島区浮田字榎木沢地内	
契約の相手方	南相馬市小高区大井字深町48番地 株式会社中里工務店	
契約金額	変更前	481,140,000円
	変更後	482,928,480円
	増額する額	1,788,480円

主な変更内容

	項目	内容						
(1)	杭の貫入長さ変更	<p>当初56本の杭を5m貫入予定であったが、56箇所中7箇所が想定より支持地盤が深かったため、それぞれ1.5m~12m深く貫入し、合計で23m貫入長さが増加したものの。</p> <table> <tr> <td>【変更前】</td> <td>【変更後】</td> <td>【増減】</td> </tr> <tr> <td>杭長 L = 280m</td> <td>L = 303m</td> <td>L = 23m増</td> </tr> </table>	【変更前】	【変更後】	【増減】	杭長 L = 280m	L = 303m	L = 23m増
【変更前】	【変更後】	【増減】						
杭長 L = 280m	L = 303m	L = 23m増						

【専決第9号 工事請負変更契約の締結について 平成26年11月6日専決】

1 専決処分の理由

平成25年第6回南相馬市議会臨時会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成26年11月6日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		防災集団移転促進事業住宅団地造成（小川町地区）工事
施工場所		南相馬市原町区小川町地内外
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
契約金額	変更前	345,401,280円
	変更後	350,829,360円
	増額する額	5,428,080円

主な変更内容

	項目	内容
(1)	土工の変更	区画堀削時に、地盤の不良個所が確認されたことに伴う土工の変更。 【変更前】 【変更後】 【増減】 置換工 0㎡ 525㎡ 525㎡増
(2)	污水管切り回し工	切り回しのために設置した割り込みマンホールと附帯するケーシングとの隙間に想定以上の湧水が発生したことからポンプ排水を増加したものの。 (ポンプ運転工 22日増)
(3)	宿泊費計上	地域外からの労働者確保に伴う宿泊費を計上 延べ92人

【専決第10号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成26年11月20日専決】

1 損害を賠償し和解する相手方の住所及び氏名

2 損害賠償の額

821,955円

（ うち保険等により補てんされる額 821,955円
市が自ら負担する額 0円 ）

3 損害賠償の理由及び和解の内容

平成26年3月27日午後2時35分頃、原町区大町二丁目地内の県道原町川俣線において、公用車が渋滞のため一旦停止後に発進した際、公用車前方部が相手方車両後方部に衝突し、相手方に身体的損害（頭部打撲、頸椎捻挫）を与えたものである。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わないことで和解する。